

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社スポーツフィールドと称し、英文では Sportsfield Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ① 人材採用関連商品の企画・販売
- ② 人材紹介事業
- ③ 労働者派遣事業
- ④ コンサルティング事業
- ⑤ 教育・研修・指導・養成に関する事業
- ⑥ 企業の営業代行及びアウトソーシング事業
- ⑦ Web サイト運営事業
- ⑧ インターネット、カタログなどを利用した物品販売及びサービス提供事業
- ⑨ 前各号に付帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役の他、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3,264,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法189条2項各号に掲げる権利
- ② 会社法166条1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④ 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。ただし、売り渡すべき自己株式を保有していないときはこの限りでない。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株式名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集の時期および議決権)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 3 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することが出来る。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、8名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付き取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2 取締役会の決議によって、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し議長となる。

2 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議省略)

第25条 当社は、会社法370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役等による免除に関する定款の定めの設定)

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(非業務執行取締役等との間の責任限定契約に関する規定の設定)

第 29 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することとする。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、金 500 万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 30 条 当会社には、当会社の監査役は、監査役 5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。

(監査役の任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役監査基準)

第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役監査基準による。

(監査役の報酬等)

第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との間の責任限定契約に関する規定の設定)

第 37 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することとする。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、金 500 万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 38 条 当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 41 条 当社は、取締役会の決議をもって、会社法 423 条 1 項に定める会計監査人の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条 1 項の規定により、会計監査人との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金配当の基準日)

第 43 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。

- 2 当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第 44 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

- 2 未払の配当金には、利息をつけない。